

(仮称) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例(案)の概要について

1 趣旨

中核市移行に伴い、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第 1 項の規定に基づき、地域の実情に合わせて対象施設の基準を新たに条例で定めるもの。

2 対象施設

施設名称	施設数	施設概要(法における定義)
助産施設	1	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設
母子生活支援施設	1	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
保育所	2 3	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設

(施設数：平成 28 年 4 月 1 日現在)

3 現行の基準

現行の基準は、県条例によって規定されており、県条例は国基準と同じ内容となっている。

4 当市の基準(案)

現状において、各施設の運営状況に支障がないと認められることから、中核市への円滑な移行が図られるよう、基本的に現行の基準を維持した内容とするが、一部、市独自の規定を追加するものとする。

5 条例（案）の規定内容

章		規定内容
1	総則	<p>国基準に準じて規定するほか、第7条において、自然災害に係る対策項目を追加する。</p> <p>(児童福祉施設と非常災害)</p> <p>国基準に準じて規定</p> <p>第7条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p> <p>追加する規定</p> <p>3 前2項の規定により講ずる非常災害に係る対策には、地域の特性に応じて、地震、津波等による自然災害に係る対策を含めなければならない。</p>
2	助産施設	国基準に準じて規定
3	母子生活支援施設	国基準に準じて規定
4	保育所	国基準に準じて規定